



2022年1月26日

各 位

会 社 名 株式会社白洋舎
代表者名 代表取締役社長 松本 彰
(コード番号：9731 東証第一部)
問合せ先 総務部長 八重樫 淳
電 話 03 - 5732 - 5111 (代)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年1月26日開催の取締役会において、2022年3月24日開催予定の当社第129回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、所要の変更を行うものです。
- (2) 取締役会の運営に柔軟性を確保するため、取締役会の招集権者および議長について、取締役会長または取締役社長に限定せず、取締役会であらかじめ定めた取締役とする旨、変更を行うものです。
- (3) 条文の新設に伴う条数の変更および効力発生日に関する附則を設けるものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月24日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年3月24日(予定)

以上

別紙

変更内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
<p>第1条～第13条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第14条～19条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長または取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第21条～第44条 (条文省略)</p> <p>(附則) (新設)</p>	<p>第1条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供)</p> <p>第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～20条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第22条～第45条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p>(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 <u>変更定款第14条は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6月以内の日を株主総会の日とする株主総会の招集手続きについては従前の例による。</u></p> <p>3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6月を経過した日にこれを削除する。</u></p>